



福島医発第0005号(地)
平成27年 4月 2日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

感染性廃棄物容器評価事業リーフレットについて

さて、環境省の「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく適正な感染性廃棄物容器を選択する際の参考情報を提供するために、日本産業廃棄物処理振興センターでは「感染性廃棄物容器評価事業」が行われておりますが、今般、同センターより別添の通り日本医師会を通じて「感染性廃棄物容器評価事業」を周知するためのリーフレットが作成された旨、通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本事業の実施体制や審査基準、評価容器等の詳細情報に関しては、同センターホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/assessment/>) に掲載されておりますことを申し添えます。

本リーフレットについて、その他不明な点につきましては、直接、同センター調査部(03-5275-7111)へお問い合わせのほど、お願いいたします。

小郡三井医師会より

地域環境保護担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

(地I276)

平成27年3月24日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

羽 鳥



感染性廃棄物容器評価事業リーフレットの送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにより「感染性廃棄物容器評価事業」を周知するためのリーフレットが作成されました。

環境省の「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく適正な感染性廃棄物容器を選択する際の参考情報を提供するために、日本産業廃棄物処理振興センターでは「感染性廃棄物容器評価事業」を行っております。

つきましては、リーフレット2部貴会宛お送りいたしますので、ご活用 of のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本事業の実施体制や審査基準、評価容器等の詳細情報に関しては、日本産業廃棄物処理振興センターHP (<http://www.jwnet.or.jp/assessment/>) に掲載されておりますことを申し添えます。

本リーフレットについて、その他不明の点につきましては、直接、同センター調査部 (03-5275-7111) へお問い合わせのほど、お願い申し上げます。

日廃振セ発第 390 号

平成 27 年 3 月 12 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 羽鳥 裕 殿

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 岡 澤 和 好



感染性廃棄物容器評価事業リーフレットの配布について（依頼）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの事業の推進につきましては、日頃より多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当センターでは、医療関係機関等の感染性廃棄物排出者に対し、「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく適正な感染性廃棄物容器を選択する際の参考情報を提供するために、「感染性廃棄物容器評価事業」を実施しており、現在、13 社 44 製品が、評価容器として流通しております。

今後、評価容器のより一層の普及を図るために、本事業を周知するリーフレットをお送りいたしますので、ご査収いただき、各都道府県医師会の皆様にも配布いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本事業の実施体制や審査基準、評価容器等の詳細情報に関しては、当センターホームページ（<http://www.jwnet.or.jp/assessment/>）に掲載しております。また、事業内容の解説やリーフレットの追加をご要望の場合には、下記の担当部署にご連絡ください。

[担当]

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 調査部
〒102-0084 東京都千代田区二番町 3 番地
麹町スクエア 7 階
Tel : 03-5275-7111 Fax: 03-5275-7112
E-mail: chousa@jwnet.or.jp

適正な感染性廃棄物容器を お使いですか？



注射針の貫通事故



積重ねによる破損事故



落下による破損事故



転倒による破損事故



事故によって、ケガの発生や内容物の
流出等のおそれがあります。

■ 廃棄物処理法が求める感染性廃棄物容器

環境省は、廃棄物処理法に基づいた「感染性廃棄物処理マニュアル」において、感染性廃棄物を梱包して処理する際に、次のような容器等の使用を求めています。

- 注射針、メス等の鋭利なものは、金属製、プラスチック製等で危険防止のために耐貫通性のある堅牢な容器
- 固形状のものは、丈夫なプラスチック袋か、堅牢な容器
- 液状又は泥状のものは、廃液等が漏洩しない密閉容器

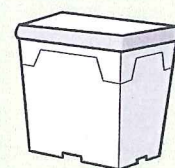
■ 感染性廃棄物容器評価事業

JWセンターは、医療関係機関等の皆様が、適正な感染性廃棄物容器を選択する際に参考としていただくために、感染性廃棄物容器を評価する事業を実施しています。梱包・処理する感染性廃棄物によって4種類の評価容器を公表しています。用途によって、使い分けてください。

4種類の評価容器

- ① 固形物用(液・泥状物および鋭利物不可)
- ② 固形物および液・泥状物用(鋭利物不可)
- ③ 固形物および鋭利物用(液・泥状物不可)
- ④ すべての感染性廃棄物用

オプションで行う密閉性の評価結果は、評価書に記載しています。



■ 評価の考え方

「感染性廃棄物処理マニュアル」に規定されている範囲内において、以下の通常の条件で容器を利用した際に、想定される事故に対して耐え得る容器を評価します。

通常条件

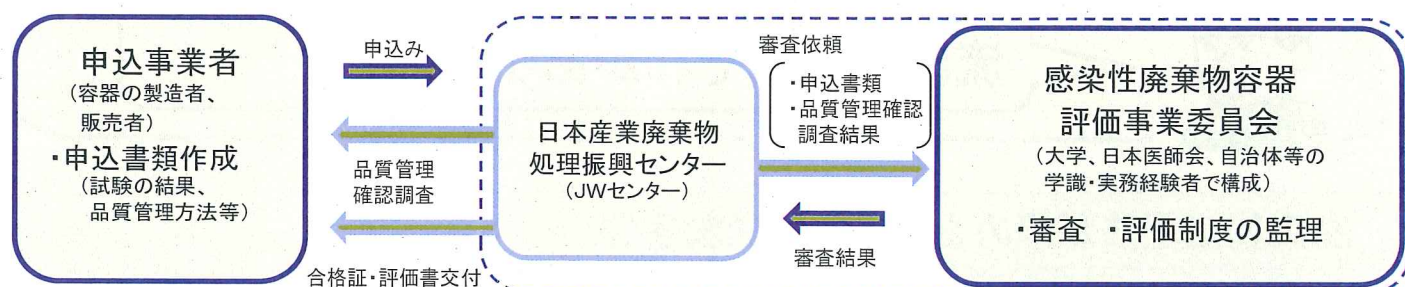
- ・使用温度:15～30℃
- ・運搬車両の荷台高さ:1m
- ・荷台での積み上げ高さ:2.5m

想定される事故

- 容器の持ち運び、積重ね、転倒、落下時における
- ・注射針の貫通、容器の破損
- ・容器からの内容物の漏れ 等

■ 評価の流れ

申込事業者が行った試験(想定される事故に対応した耐貫通性試験、落下試験、積重ね試験、転倒試験等)の結果が基準を満たし、かつ、品質管理体制の整備が適切と認められると、委員会が申込容器を合格と認め、JWセンターが合格証と評価書を交付します。評価試験方法や審査方法は、JWセンターホームページをご確認ください。



■ 評価容器の公表

評価容器の情報は、JWセンターホームページ(<http://www.jwnet.or.jp/assessment/youki/>)で公表しています。

平成26年4月から、容器を選定しやすい新しい評価制度としました。容器を優、良、可で評価する従来の評価格付制度も、有効期限(最長平成30年7月)まで継続されます。

■ 評価容器の利用

業者に、評価書・仕様を確認し、使用用途に適した評価容器をお選びください。

評価容器に表示するバイオハザードマークの色は、処理業者と協議の上、「感染性廃棄物処理マニュアル」に準じて、内容物に応じたものを使用してください。なお、評価容器は、評価の考え方で示す通常条件で、慎重にお取り扱いください。



■ 評価書記載例

評価容器に交付された評価書には、次のような事項、及び評価の考え方、実施試験の内容が記載されます。

JW 登録番号: 2014-4000
 商 品 名: 感染性廃棄物容器
 型 式: JW-65L
 容 量: 65リットル
 材 質: プラスチック
 用 途: すべての感染性廃棄物
 特 記 事 項: 積重ね個数2個以下

■ お問い合わせ

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 調査部

TEL 03-5275-7111(代表)

FAX 03-5275-7112

E-mail chousa@jwnet.or.jp

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/assessment/>

